

フィルタリングを必ず利用しましょう！

従来型の携帯電話は①、スマートフォンは①～③に対応するフィルタリングが必要！



お子さんが安全にインターネットを利用できるようにするためには、

- ・スマートフォンの場合は、①、②、③の3つのフィルタリングが必要となります。
- ・そのためには、**保護者の方が**、お子さんのスマートフォンに、直接フィルタリングソフトをダウンロード・インストールする必要があります。**携帯電話販売店に確認してください。**

家庭のルール

犯罪やトラブルから子供を守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

考えよう
家族みんなで
スマホのルール



✓ 以下の点をお子さんに注意しているか、チェックしてみましょう！

- 《例》
- | | |
|--|---|
| ☐ 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。 | ☐ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。 |
| ☐ 個人を特定される情報を書き込まない。 | ☐ 利用料金や利用時間を決める。 |
| ☐ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。 | ☐ 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。 |
| ☐ 他人のID・パスワードを勝手に使わない。 | ☐ ルールを守れなかった時のルールを決める。 |

身近に潜むネット依存

ゲーム、SNS、動画など様々なコンテンツを切れ目なく使っているうちにスマートフォンから手が離せなくなるインターネット依存。お子さんの生活習慣を乱すとともに、インターネット上のリスクにあいやすく、犯罪被害に巻き込まれることがあります。保護者がきちんとお子さんのネット利用を見守っていく必要があります。

■ 相談は全国の少年相談窓口へ

警察では、子供や保護者から、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話又はメールにより受け付けています。都道府県警察の少年相談窓口（ヤングテレホンコーナー等）又は最寄りの警察署まで相談してください。各都道府県警察の窓口については、下記ホームページをご覧ください。

警察庁ホームページ ▶ お知らせ ▶ 各種相談等がある方に ▶ **都道府県警察の少年相談窓口について**

<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>



警察少年相談窓口

検索

STOP! ネット犯罪

— あなたの子どもが狙われている! —



CHECK!

子供は、コミュニティサイトで知り合った人のプロフィールを簡単に信じてしまったり、実際に会うことに抵抗を感じていないことが多く、被害が後を絶ちません。



CHECK!

安易な気持ちで写真を送ってはいけません。送った写真はインターネットにばらまかれるおそれがあります。一度写真がばらまかれると回収は困難です。

平成27年に出会い系サイト・コミュニティサイトを利用して、
犯罪被害にあった子供は..... **1,745人**

警察庁

犯罪被害

児童ポルノ、児童買春など 最悪のケースが全国で発生!!

CASE1 自撮り画像を送信

女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男に、連絡先と顔写真をばらまくと脅かされて、自分の裸の画像を送信させられた。



他人に見られて恥ずかしい写真を送ってはいけません。
画像は一度流出すると、回収が困難で、一生苦しむこととなります。

児童ポルノ製造、強要被害

CASE2 危険な出会い

女子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男に、言葉巧みに衣類を買い与える約束で誘い出され、ホテルでわいせつな行為をされた。

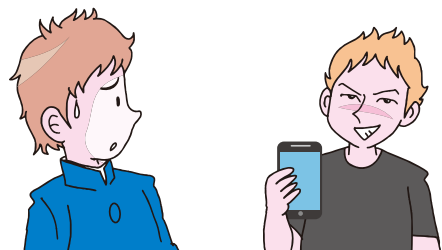


インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながる場合があります。インターネットのやりとりだけでは、本当の素性は分かりません。

児童買春被害

CASE3 男子も被害に!

男子中学生は、コミュニティサイトで知り合った男と実際に会った結果、わいせつな行為をされ、その様子をデジタルカメラで撮影された。その後、男から「学校にばらす」等と脅された。

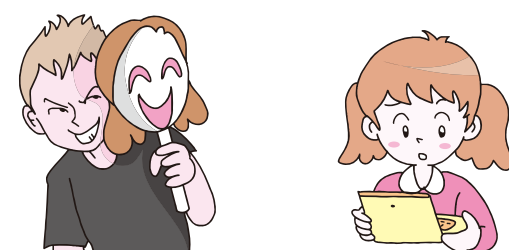


性被害にあっているのは女子だけではなく。犯人は、良い人間のフリをして子供に近づいてきます。

児童買春、児童ポルノ製造被害

CASE4 ゲーム機でも被害に!

女子小学生は、インターネット接続が可能な携帯ゲーム機のゲーム内で知り合った「女性」に、裸の画像の交換を要求され、自分の裸の画像を送信させられた。この女性は、男がなりすましていた。



犯罪被害のツールは、スマートフォンだけではなく。ゲーム機等でも犯罪被害が発生しています。

児童ポルノ製造被害

非行

業務妨害、不正アクセス など子供による犯罪も多発!!

CASE1 多くの人の注目を浴びたくて

少年は、スーパーの店内において、パンや菓子の包装紙にいたずらをする様子を撮影し、動画投稿サイトに投稿した。投稿した動画に対する反響などを見て、自分を英雄視していた。

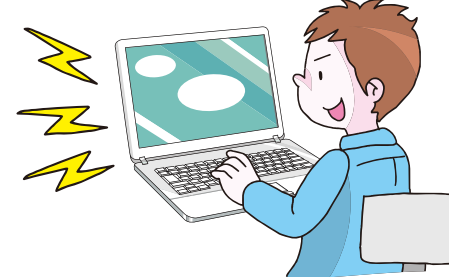


誤った自己顕示欲による安易なインターネットへの投稿が、業務妨害罪につながる場合があります。

刑法：業務妨害罪
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE2 びっくりすると思って

少年らは、スマートフォンから自動的に110番するウイルスを作成した後にインターネットに拡散させて、スマートフォン使用者が意図しない110番発信を全国で多数発生させた。

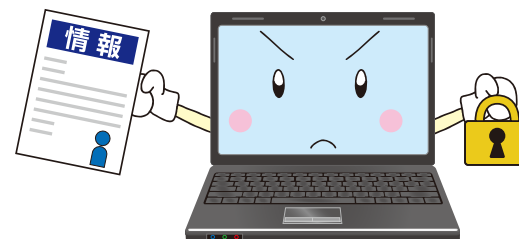


安易な気持ちでやった行為が、社会システムを麻痺させる重大な行為となります。ITスキルを悪用してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録供用
(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE3 自分の技術を自慢したくて

少年は、中学・高校の生徒の成績などをインターネット上で管理するシステムにアクセスし、生徒の名前や住所、成績などの大量の情報を不正に盗み出した。



インターネットを始めとするコンピュータ・ネットワークは、社会の重要な基盤です。他人のID・パスワードを勝手に使って、システムにアクセスすると、犯罪になります。

不正アクセス禁止法違反
(3年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪!

女子高校生は、出会い系サイトに自分の年齢や容ぼうを記載し、「買い物や映画に連れて行ってほしい。お小遣いをもらいたい」などと書き込み、金品を受けることを示して人を児童との異性交際の相手方となるように誘引した。



出会い系サイトに異性を誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反
(100万円以下の罰金)

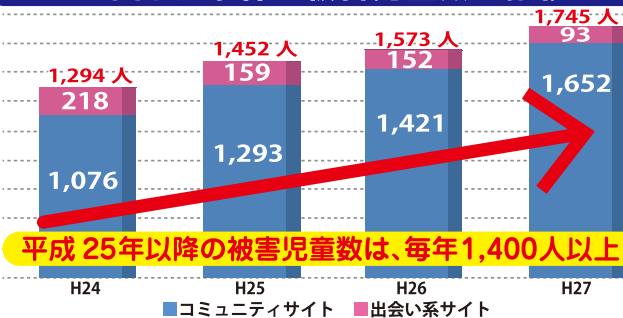
注：典型的な適用罪名を記載。子供、児童とは18歳未満の者をいう。

GPS連動型アプリの存在

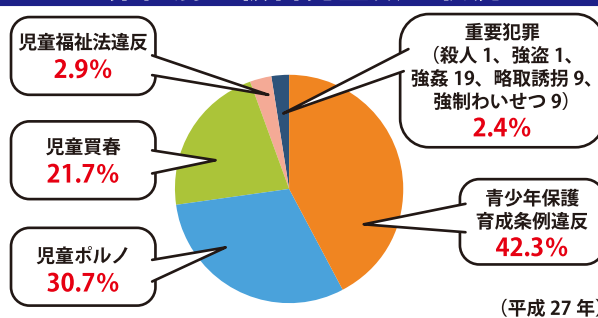
スマートフォンのGPS機能（居場所が分かる機能）を使って、自分の近くにいる人と簡単に知り合えるアプリのことで、子供が利用して、事件に巻き込まれるケースが生じています。お子さんが利用するアプリやサイトを保護者がしっかり確認することが大切です。



出会い系サイト・コミュニティサイトに 起因した事件の被害児童数の推移



コミュニティサイトに起因する 罪種別の被害児童数の状況



携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫?

携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には、無線LANでインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニエンスストアなど無線LANが設置されている場所では、ゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定し、保護者がきちんと管理しましょう。

